

広報 おぐに



▲ 記念植樹 町長



▲ 記念植樹 議長

成人おめでとう

若葉のなかで成人式



5月3日、小国町の成人式が新緑の薫る弥彦神社で行われ、新成人者81名のうち57名(男子38名・女子19名)が参加しました。

神前でおはらいを受け、庄本宮司の講話を聞いたあと、参集殿で町長の式辞・新成人代表青柳隆広君の宣誓・来賓の祝辞など、厳粛のうちに式典を終りました。

弥彦グランドホテルで会食ののち、スカイライン、シーサイドラインを経て、巻町の青少年研修センターに行き、レクリエーションやゲームで楽しい交流のひとつに興じ、意義ある1日を過ごしてきました。



▶ 出席者全員による「モミジ」植樹



No. 109
'78 5/15

「緑豊かな小国町」を

—延命寺ヶ原で中越地方植樹祭—

中越地方植樹祭が快晴に恵まれた5月12日、延命寺ヶ原で町内外から関係者 170名が出席して開催されました。

式典は、同植樹祭の実行委員長である牧野町長の開会のあいさつと、竹内助役の造林推進宣言が読みあげられました。

このあと来賓による記念植樹を行い、さらに出席者全員によるモミジ 300本が植樹されました。

町の人口 4月30日現在 () 前月比
男 4,726人 (-6) 女 4,886人 (-5) 計 9,612人 (-11) 世帯数 2,305 (-1)

発行 小国町役場 編集 総務課庶務係 [☎ 越後小国 (025895) 3111 (代)]



農作業の標準料金決まる

昭和53年度機械農作業等の標準料金を次のように決定いたしました。
この標準料金は、耕地整理済整反区画田10アール当りの標準であり、それぞれの条件によって変動があると考えられます。

区分	作業項目	単位	標準料金	摘要
水田(春)	耕起	10アール	5,300円	3回かきとする 同時実施のもの 補助者(はし)つきとする 補助者(はし)なしの場合
	代かき	〃	5,400円	
	耕起・代かき	〃	9,000円	
	田植え(機械)	〃	4,700円	
	〃	〃	4,100円	
畑	耕起	10アール	5,300円	1回耕起とする
水田(秋)	稲刈り(バインダー)	10アール	6,500円	整反10アール当り・稲つき 整反10アール当り
	〃(コンバイン)	〃	11,000円	
	乾燥	〃	8,000円	水分20パーセント以上のものとする
	調整	1俵(60kg)	470円	もみガラ片つけも含む
	生もみ運搬	10アール	3,000円	ほ場内運搬 900円 農道から作業所まで 2,100円
田植え人夫賃金	男		4,500円	8時間労働 雨なし
	女		4,500円	〃
稲刈り人夫賃金	男		4,500円	8時間労働 雨なし
	女		3,600円	〃

今月の納税

固定資産税 第1期
国保税 第2期
保育料 5月分

知事選終る

任期満了に伴う県知事選挙が、さる4月23日町内13投票区で一斉に投票が行われました。

～投票に関する調～

投票区名	有権者数	投票者数	投票率(%)
第1投票区(山野田分校)	118	112	94.92
2#(旧三桶分校)	304	260	85.53
3#(菅野島開発センター)	181	150	82.87
4#(小栗山開発センター)	274	252	91.97
5#(上小国小学校)	863	662	76.71
6#(太郎丸開発センター)	715	560	78.32
7#(法末小学校)	230	193	83.91
8#(中里小学校)	1,157	903	78.05
9#(小国橋小学校)	1,187	952	80.20
10#(武石公民館)	498	410	82.33
11#(上栗開発センター)	501	426	85.03
12#(八王子小学校)	233	197	84.55
13#(千谷沢公民館)	758	556	73.35
計	7,019	5,633	80.25

★当町での得票結果……
君 建男 3,375票
稲村 稔夫 2,157票

交通事故を上回る犠牲者

毎年6月に入るといいたい「子供の『水難事故白書』」6月～8月の事故によるもので、子供(中学生以下)の水難事故が目立ちます。

子供の水の事故は四季を問わず1年中発生していますが、とりわけ6月～8月の夏場がピークです。例年、まず6月に幼児の沼地や用水堀での事故が目立ち、次いで7月～8月の夏休みに入ると、小中学生の海や河川などでの事故がふえてきます。

この3か月間で、年間のほぼ半数に当たる死者・行方不明者が出ているのです。昨年の例を見ますと、全国の犠牲者総数1,276人のうち588人(46%)までが

こうした子供の「水の犠牲者」は、同じ時期の交通事故死者を大きく上回っています。

	(水死者)	(交通事故死者)
6月	146人	113人
7月	248人	132人
8月	192人	125人

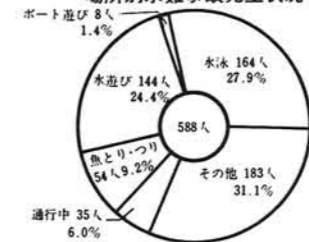
しかも、このほか運よく救助された者633人を加えますと、水の事故にあった



子供たちは1,221人もの多くにのぼっています。

ところで、犠牲者を年齢別にみますと5歳以下の幼児が295人と5割を占め、次いで小学生の227人(39パーセント)中学生66人(11パーセント)となっています。なお、場所別行方別の事故発生は図の通り

場所別水難事故発生状況



行為別水難事故発生状況



町内商工業者の皆さまへ

※産業育成資金ご利用のお知らせ※

中小商工業の育成振興のため、産業育成資金の貸付制度があります。商工業の皆様方からご利用いただきやすいように、次のように運用を改善いたしましたので、利用されたい方はご相談ください。

- 貸付額……200万円以内
- 貸付期間……2か年以内
- 利率……年6パーセント
- 償還方法……
月々返済か年4回の返済を原則とし、借入者の希望により協議。
- 保証人……
借入金30万円未満1名、30万円以上2名以上
- 取扱金融機関……大栄信用組合
- 借入申込み方法……
毎年3月・7月・10月・1月の5日までに、小国町役場産業開発課へ申込んでください。用紙は役場にありませぬ。
- 借りるまで……
申込みにより融資委員会が開かれ、審査決定の場合申込んだ月の25日に借りる(現金化)ことになります。
- その他……
不明の点は産業開発課商工業係にお問合せください。

ちょっとした油断が死を招く〈保護者への注意事項〉

子供たちの水の事故は、そのほとんどが本人はもちろんのこと保護者のちょっとした油断や不注意によるもので、それがとりかえしのつかない事故につながっています。

たとえば、防火用水に金網フェンスがしてあるからといって安心ばかりもしてはいけません。事実、下の方に幼児がはって入れるほどの小さな穴があいていたために、わが子を失ったという悲しい例もあります。

親は、常に子供の身になって「危険」



を見抜く用心深さがほしいものです。子供は特に幼児の場合、自分で「危険」かどうかの判断はできないのですから。子供を持つ家庭では、特に次の点に注意して、子供を水の事故から守ってください。

- ▼ 幼児のひとり遊びは危険です。常に目を離さないように。
- ▼ 家の近くに、ため池や用水そう、溝などが危険な状態のまま放置されている時は、警察に連絡するか、所有・管理者に申し入れて、サクやフタをしてもらう。
- ▼ 子供たちだけで水遊びや水泳に行かせないようにし必ず大人がついてゆく。
- ▼ 危険な水辺で遊んでいる子供を見たときは、進んで声をかけ安全な場所へ遊ぶようにさせる。

税のコーナー

◎相続と税金

相続税はなくなった人の財産を相続などによって得た時にかかる税金です。しかし、その財産全部に税金がかかるわけではありません。なくなった人の財産が、次により計算した基礎控除額を超えるときにだけかかります。「基礎控除額」は〔法定相続人の数×400万円+2,000万円〕です。ですから、相続税がかかるかどうかは財産の多少と法定相続人の数で違ってきますが、例えば、法定相続人が3人の場合は3,200万円が基礎控除額であり、これ以下であれば税金はかかり

ません。また、なくなった人の配偶者には3分の1か4,000万円のどちらか多い金額までは相続税はかかりません(申告は必要)、相続人が未成年者や障害者の場合には特別の計算により税金が安くなります。

相続税の申告は、相続開始の日(死亡の日)の翌日から6ヵ月以内に、小国町の場合、柏崎税務署に提出することになっています。

◎軽自動車税とナンバー
「3年も前に廃車したのに、軽自動車税の納入通知書がきた」「軽自動車4輪車が1台しかないのに2台分の納入通知書がきた」など、軽自動車税への問い合わせがかなりありました。

調べてみますと、ナンバーをはずさずにクズ屋に出したり、譲渡など所有者の移動した場合の手続きがされていないことにより、課税されている場合が多いようです。

- 廃車の場合は必ずナンバーを返す。
- 所有者が移動した時は必ず届出る。
- 町外転出の際は、バイクや耕耘機などの譲渡や廃車などは、必ず手続きをすませて所在と責任をはっきりさせること。

このことをしっかり守っていただいで、正しい納税にご協力ください。

◎たばこはぜひ町内の店で!!
3月分たばこ消費税 623千円(86.2)
4月分売行状況 1,453千本(112.6)
※カッコ内は対前年比

ご存じですか

国民年金の免除制度

オイルショック以来景気が停滞し、不況が続いていますが、みなさんの中に、国民年金保険料を納めるゆとりがない、という人はいませんか。

国民年金に加入している人は、将来の年金受給の条件として、決められた期間保険料を納めなければなりません。その間に失業したり災害にあったりして、保険料を納めるのが困難になった場合には、保険料の納付を免除する制度があります。

この免除をうけるには、知事に国民年金保険料免除申請書を出して、免除に該当するかどうか審査を受けなければなりません。たとえば53年度分まるまる免除をうけたいという場合は、7月31日までに手続きをとらなければなりません。

もし、この手続きを怠り、保険料を滞納しておくと、将来年金が受けられないこともあります。

この不況下で保険料の納付が困難な方は、早速国民年金係へおいでください。

なお、免除をうけた期間の年金額は、保険料を納めた場合の半となり、年金を受ける時に不利になりますが、追納といって免除をうけてから10年以内であればその当時の保険料額で納めることができます。(追納すれば、年金額は保険料を納めた人と同じになります。)

保険証を大切に

お医者さんにかかっている人は、「診察券」だけでなく「保険証」も毎月1回必ずお医者さんに見せてください。

特に保険の変られた人、たとえば会社に勤めて「社会保険」に加入された人はすぐ役場へ国保をやめる手続きをしてください。それと同時に、お医者さんにもすぐ「新しい保険証」を見せ、保険の変ったことを申し出てください。

これらの手続きが遅れると、お医者さんにかかった費用の全額を皆さんが負担しなければならないこととなります。

老人医療の人も同じです

「おとしより」の人が、私は老人医療で医療費は無料だから保険証はいらないんだ、と感違いされている人がおられます。

老人医療は無料でなく、直接お医者さんの窓口へ支払いしないでよいのですが、皆さんが国保等の保険証をお医者さんに見せることによって、お医者さんが直接町へ請求され、皆さんが納入される保険税の中から支払いされるわけです。

ですから「おとしより」の人も「保険証」が変わったら、すぐお医者さんに申し出てください。

小国杜氏の腕前は?

4月28日、小国町酒造従業員組合の総会が就業改善センターで行なわれ、その席上杜氏さん達が今冬造った自慢の酒70点をもちより、みんなてできばえを味わいました。

今年の酒は全体的に出来が良い、との評判でした。



農繁期の食事

最近の農村は、農繁期・農閑期を問わず忙しい主婦が増えてきています。忙しい、時間がないとなると、ついしお寄せは食事づくりへ……。

近年普及率トップクラスのギョーザ・シューマイ・ラーメンなどの調味食品や揚げ物・サラダ等各種惣菜・漬物・冷凍食品等の利用も目覚しく、また電話1本で出前を頼める時代と、忙しい主婦にとってだけでなく、現代の食事づくりは随分便利(楽?)になってきています。もちろん経済的、栄養的、し好的にも手作りが好ましいでしょうが、農繁期などは時間の節約にポイントをおいて、そして常に栄養の基本(皆さんもご存知の6つの基礎食品のバランス)をしっかり頭に入れて、これらの食品を上手に献立に取る

— 柏崎保健所 —

れるのもよいでしょう。できればメモ程度のものでよいですから、最低3日間くらの献立を考えておけば、台所でウロウロする時間もなくなるでしょう。

さらに、肉休労働の増す農繁期に考えてほしいこととして……

◎ 油料理をふやそう!!

労働によって消耗するエネルギーをごはんや間食の量でふやすだけでなく油やたん白質からも補給しましょう。

特に油は腹もちがよく、空腹を感じにくいため仕事の能率上効果的です。3食の中でも昼食にポイントをおいて使しましょう。

◎ 良質のたん白質をしっかり食べましょう!!

一般に夕飯にごちそうが集中して、朝食は貧弱になりがちですが、毎食ごとに、魚・肉・卵・大豆製品等のいずれ

か1品が入るようにしましょう。農繁期後、特に主婦に貧血が多くみられますがこれは過労と食事の偏りが問題とされています。農繁期に1番身体を使う主婦が、ごちそうは男の人や子供達へ優先させる結果でしょう。日頃からたん白質をしっかりと食べて、農繁期にはさらに牛乳1本分位余計にとるよう心がけましょう。

◎ 強化米・強化麦を利用しましょう!!

私達のエネルギーの主材料である糖分(米の主成分)の利用にはビタミンB1が必要です。これは疲労回復を早め、運動神経の働きもよくします。日頃から不足しがちなビタミンですから、強化米・麦の利用により補給しましょう。

豊かな食事は家族の心と身体の和をつくります。農閑期を利用して地域の保健衛生推進員さん・食生活改善推進員さん等を中心に、我家の食事診断をし、お互いの長所・欠点を話合ってみませんか。

新潟県内の最低賃金

(昭和53年4月14日現在)

新潟県内で働くすべての労働者に適用する新潟県最低賃金を含めて、7件の最低賃金が、次のとおり決められています。使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

(最低賃金法第5条第1項)

最低賃金の件数	最低賃金額		効力発生日
	但書		
新潟県最低賃金	1日 2,247円 ⑩・⑪	1時間 281円	52.11.4
卸売業・小売業最低賃金	1日 2,400円 ⑩・⑪	1時間 300円	53.1.19
食品製造業最低賃金	1日 2,468円 ⑩・⑪	1時間 309円	52.12.30
出版・印刷同関連産業最低賃金	1日 2,620円 ⑩・⑪	1時間 328円	52.12.30
繊維産業最低賃金	1日 2,320円 ⑩・⑪	1時間 290円	53.2.24
木材・木製品家具・装備品製造業最低賃金	1日 2,600円 ⑩・⑪	1時間 325円	52.12.26
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金	1日 2,730円 ⑩・⑪	1時間 342円	53.4.14

① 雇入れ後6月未満の技能習得中の者。
② 印刷物の整理、はさみ込み、封筒入れ、帯封、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、1日 2,390円 ⑩・⑪ 1時間 299円

① 糸繰り、糸始末、清掃その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。
② メリヤス製品縫製業又は衣服、その他の繊維製品製造業に係る業務に従事するものについては、1日 2,260円 ⑩・⑪ 1時間 283円

① 家具製造業又は建具製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中の者。
② 家具・装備品製造業に係る業務のうち、袋詰め、接着、塗装下塗り、下仕上げ、先取り、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。
③ 木材・木製品製造業に係る業務のうち、魚箱づくり、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、1日 2,370円 ⑩・⑪ 1時間 297円

◎最低賃金額欄の⑩は、1日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者、⑪は、賃金の大部分が時間によって定められている者をいう。

- 効力発生日以降は、上記の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び次に掲げる賃金については、最低賃金額に算入することはできません。
 - 臨時に支払われる賃金及び1ヵ月をこえる期間ごとに支払われる賃金。
 - 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金(時間外及び深夜の割増賃金)。
 - 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日の割増賃金)。
- 2以上の最低賃金の適用を受ける場合には、金額の高い方の最低賃金が適用になります。
- 最低賃金法第8条により「最低賃金適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けて労働者を使用している使用者は、申請書記載した最低賃金額が改正されたときは、許可をとりなおすこととなりますので直ちに所轄監督署に申請書を提出して下さい。

※ その他最低賃金について、不明の点があれば最寄りの監督署又は基準局にお問合せ下さい。

柏崎労働基準監督署 ☎ 02572 (3) 4128

水道料金の改正について

小国町・越路町水道企業団

5月分使用(6月納入)の水道料金から次のように改正させていただきますのでよろしくお願いします。

このことにつきましては、さる3月27日の企業団議会全員協議会及び定例議会において、企業長より趣旨説明があり、

慎重審議の結果、両町よりのいわゆる高料金対策としての2千万円の補助金をなくし、独立採算をするためにはある程度の値上げは止むを得ないということで、ご了承をいただきました。

不況からの脱出がなかなか得られず、

町民の生活がますます困難を予想されるなかで、公共料金の値上げは忍び難いところではありますが、何とぞよろしくお願いします。

水道料金表

昭和53年5月1日

種別	用途	基本料(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)					業種別		
		水量	料金	11~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上	301m ³ 以上	501m ³ 以上		1,001m ³ 以上	
専	一般用	10m ³ まで	円 1,350	円 125	円 110	円 100				一般家庭に使用するもの	
	営業用	10m ³ まで	1,350	125	110	100				料理業 飲食業 魚類販売業 豆腐製造業 食品製造業 醸造業 搾乳業 理髪業 医師写真業 自動車業 等これに類する営業に使用するもの	
	官公学校	10m ³ まで	1,350	135	135	120				官公署学校等これに準ずるもの	
	プール	1種	500m ³ まで	35,000					70		25mプール
		2種	1,000m ³ まで	60,000						60	50mプール
	工業用	小口	100m ³ まで	10,000			90				企業長指定の工業用に使用するもの
		中口	300m ³ まで	28,000				85			
		大口	500m ³ まで	45,000					80		
		特殊	1,000m ³ まで	85,000						75	
	臨時娯楽用	10m ³ まで	1,350	135	135	135					
共用	共用栓	10m ³ まで	1,200	120	110	100					
メーター使用料(1ヶ月につき)	口径	料金	口径	料金							
	13%	60円	40%	300円							
	20%	100円	50%	1,000円							
	25%	120円	75%	1,500円							
	30%	200円	100%	2,200円							

町民体育大会のお知らせ

恒例の町民体育大会を次のように実施いたします。なお、詳しいことは後日お知らせします。



と き 6月25日(日)
雨天の場合7月2日(日)
第1会場 上小国小学校
第2会場 中里小学校
第3会場 下小国小学校



「青少年の家」の利用について

グループ・サークルによるスポーツやレクリエーション・話し合いや仲間づくりと、活動するに最も適した時期になりました。

そんな時、あなたも「青少年の家」を使ってみませんか。

2月の広報にも、気軽に使える「青少年の家」ということで、使用方法を次のようにお知らせしました。

- ◆ 開館時間 9時~22時
- ◆ 休館日 年末・年始
- ◆ 使える部屋
ミーティングルーム (37.6m²)
多目的ルーム (97.2m²)

◆ 使用方法
教育委員会に申し込んでください。(☎ 2231・3575)

在町の青少年の方でしたら、誰でも無料で使用できます。

集会や談話、軽スポーツによる体力づくりなど、大いに利用してください。

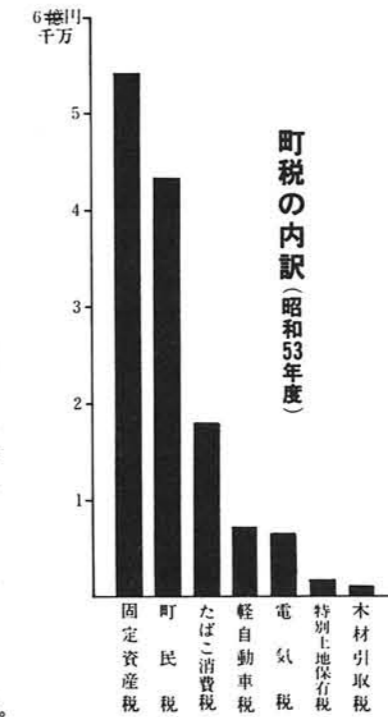


青少年の家

おわびと訂正

先月号に掲載した53年度予算記事のうち、町税の内訳のグラフに間違いがありました。

おわびして次のように訂正いたします。



自衛官募集



自衛隊は、わが国の平和と独立を守り国の安全を保つため、直接・間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に当ることになっています。

この自衛隊をささえるのは若いみなさんです。若い諸君の入隊を心から期待しています。

入隊希望の方は役場総務課
又は柏崎募集事務所
☎(4)3000 へどうぞ。

工場も店舗も会社も学校も

～昭和53年事業所統計調査～

6月15日、全国一斉に「事業所統計調査」が行われます。

工場・店舗・会社・学校のほか、官公庁・病院・旅館・組合などから、神社・寺院にいたるまで事業を行っている全国すべての事業所が漏れなく対象になります。

この調査は、わが国における事業所の産業別や従業者規模別構成を明らかにして、国県や市町村で行う各種行政施策の基礎資料とするために行われるものです。

各事業所へは、6月15日から25日の間に調査員が記入依頼に訪問しますので、よろしくお願いいたします。

とじて保存しましょう

印刷 小国町役場